

2026年10月9日

各位

会社名



(コード番号 4735 東証スタンダード)

代表者名 代表取締役社長 立木 康之
問合せ先 取締役経営管理本部長兼財務部長 松原 博之
電話 (075)365-1500

従業員向け株式給付信託の導入及び 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員(以下、「従業員」といいます。)を対象としたインセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託」(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。

本制度につきまして、本日開催の取締役会において詳細を決定するとともに、本制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度導入の目的

当社は、従業員に対するインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への従業員の貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

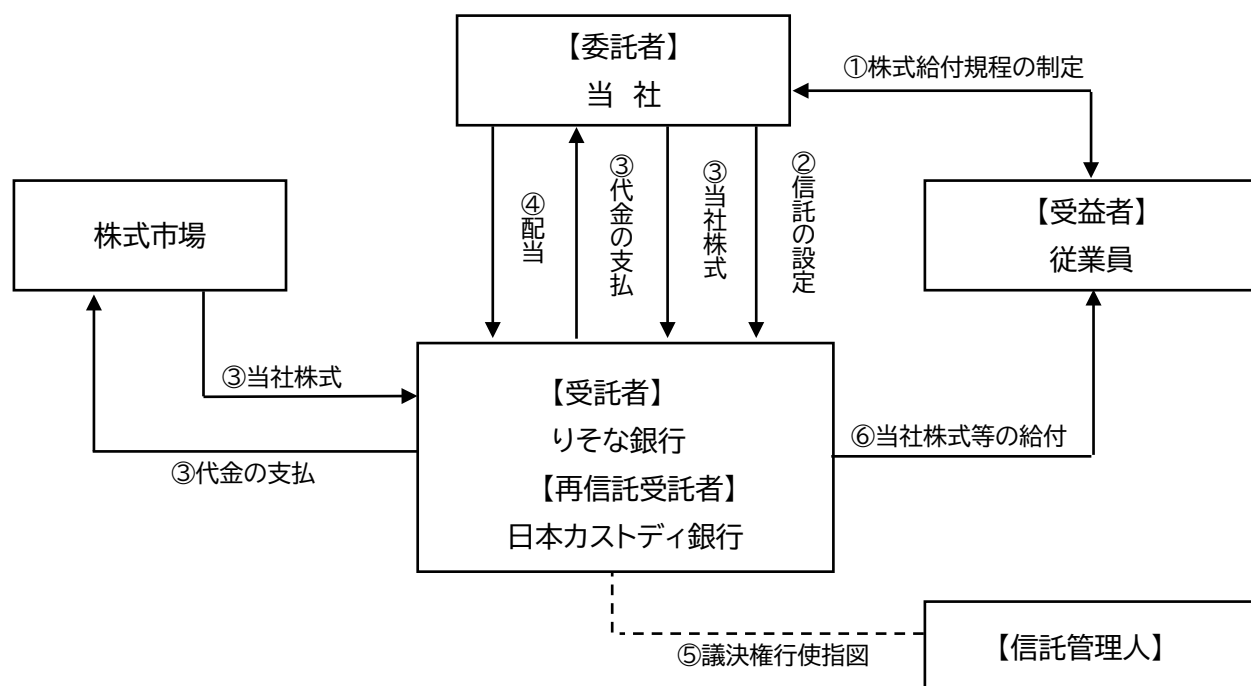
2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。)が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程(以下、「株式給付規程」といいます。)に基づいて、一定の受益者要件を満たした従業員に対し、当社株式および当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を、本信託を通じて給付する制度です。

当社は、対象となる従業員に対して、株式給付規程に基づきポイントを付与し、一定の受益者要件を満たした場合には、所定の手続きを行うことにより、当該付与ポイントに応じた当社株式等を給付します。

本制度の導入により、従業員は、当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者要件を満たす従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

〈本制度の仕組み〉



- ① 当社は、本制度の導入に際し、取締役会において株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 本信託は、上記②で信託された金銭を原資として、株式市場（立会外取引を含む）を通じて、または、当社の自己株式処分を引き受ける方法により、当社株式を取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者はかかる指図に従います。
- ⑥ 従業員に対しては、信託期間中、上記①の株式給付規程に基づきポイントが付与され、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした従業員に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式等を給付

※ 受益者要件を満たした従業員への当社株式等の給付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として金銭を追加拠出する可能性があります。

3. 本信託契約の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1)名称 | :従業員向け株式給付信託 |
| (2)委託者 | :当社 |
| (3)受託者 | :株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。 |
| (4)受益者 | :従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5)信託管理人 | :当社の従業員から選定 |
| (6)信託の種類 | :金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7)本信託契約の締結日 | :2026年10月26日(予定) |
| (8)金銭を信託する日 | :2026年10月26日(予定) |
| (9)信託の期間 | :2026年10月26日(予定)から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り、本信託は継続します。) |

4. 第三者割当による自己株式の処分(本信託の設定時における当社株式の取得内容)

(1)処分の概要

本信託の設定時における当社株式の取得は、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。

(1) 処分期日	2026 年 10 月 26 日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 550,000 株
(3) 処分価額	1株につき 278 円
(4) 処分総額	152,900,000 円
(5) 処分先	株式会社日本カストディ銀行(信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(2)処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員を対象とするインセンティブ・プランとして、本制度の導入を決議いたしました。

本自己株式処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

(3)処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2026 年 10 月 8 日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 278 円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会(3 名にて構成、全て社外取締役)が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

(4)企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式の処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上